

**5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)**

提供・移転の有無	[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない	
<b>提供先1</b>	厚生労働省(日本年金機構)	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第2 ・国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2	
②提供先における用途	・国民年金被保険者(第1号被保険者、任意加入者)に係る資格加入喪失等の審査及び異動登録の処理 ・保険料免除申請、裁定請求等(老齢基礎、障害基礎、遺族基礎等)に係る審査・決定処理	
③提供する情報	・国民年金被保険者(第1号被保険者、任意加入者)に係る資格加入喪失等の異動情報 ・保険料免除申請、裁定請求等(老齢基礎、障害基礎、遺族基礎等)に係る審査・決定に必要な情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上</p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・国民年金被保険者及び連帯納付義務者等の世帯員 ・年金裁定請求者本人及び世帯員	
⑥提供方法	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線            [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)            [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙            [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>	
⑦時期・頻度	受理後、隨時	
<b>提供先2~5</b>		
<b>提供先6~10</b>		
<b>提供先11~15</b>		
<b>提供先16~20</b>		

<b>移転先1</b>	保健福祉局地域福祉部介護保険課							
①法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第2項により定める条例							
②移転先における用途	介護保険料の算定及び高額介護サービス費の世帯上限額及び介護保険サービス費支給決定の審査							
③移転する情報	老齢福祉年金受給者、配偶者、扶養者に係る基礎年金番号、他年金等の受給状況、所得情報等							
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;">[        1万人未満        ]</p> <p style="text-align: center; margin-top: -10px;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin-left: 20px;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>							
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	老齢福祉年金受給者本人、配偶者、扶養者情報							
⑥移転方法	<p>[        ] 庁内連携システム                          [        ] 専用線</p> <p>[        ] 電子メール                                  [        ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[        ] フラッシュメモリ                            [ ○ ] 紙</p> <p>[        ] その他 ( )</p>							
⑦時期・頻度	年1回 毎年6月頃							
<b>移転先2~5</b>								
<b>移転先6~10</b>								
<b>移転先11~15</b>								
<b>移転先16~20</b>								
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>								
①保管場所 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムファイルについては、機械警備システムを導入し、入室可能な者の特定及び入室の管理を行い、その入口付近には監視カメラを設置し、入退出者を管理しているサーバー室に設置されているファイルサーバ内の国民年金業務の領域に保管する。また、紙媒体の加入等の関係届出書の原本、免除等申請書の控え等については、カギ付き書棚内に施錠の上、保管している。</li> <li>保管期間については、文書管理規則に基づき、保存年限を経過後は、廃棄または消去する。なお、廃棄に際しては、機密文書として廃棄物許可業者に廃棄委託等を行っている。</li> <li>日本年金機構への情報提供時に一時的にデータを保存する電子媒体は、施錠管理する場所に保管し、提供後は、速やかに記録を消去している。</li> </ul>							
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">[        5年        ]</p> <p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin-left: 20px;">1) 1年未満                          2) 1年                                  3) 2年 4) 3年                                    5) 4年                                    6) 5年 7) 6年以上10年未満                8) 10年以上20年未満                9) 20年以上 10) 定められていない</p>						
	その妥当性	住民基本台帳の保存年限(転出、喪失の翌年度から起算して5年)に準じる扱いとしている。						
③消去方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者情報等のデータについては、システム内で年1回(年度末)にバッチ処理により消去処理を実施している。</li> <li>申請書、届出書等、特定個人情報の入手のために使用した紙媒体については、文書管理規定に基づく保存年限経過後に廃棄している。</li> </ul>							
<b>7. 備考</b>								
――								

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### ■年金基本

個人番号, 基礎年金番号, 現存区分, 資格取得日, 種別, 取得事由, 資格喪失日, 喪失原因, 喪失理由, 資格満了日, 付加開始日, 付加開始事由, 付加種別, 付加終了日, 付加終了事由, 免除申請日, 免除開始日, 免除該當届出日, 免除種別, 免除理由, 免除終了日, 免除消滅届出日, 職權適用区分, 職權適用年月日, 職權消除区分, 職權消除日, 裁定区分, 失権区分, 被災者区分, 社保確認区分, 社保確認日, 切替済フラグ, 旧年金記号, 旧年金番号, 船員保険番号, 電話区分, 電話番号, 住登外納付開始, 住登外納付終了日, 配偶者個人番号, 配偶者氏名漢字, 配偶者生年月日, 配偶者適用日, 学校名称, 学校所在地, 在学期間, 旧自治体, 外国人区分, 区コード, 年金有無

### ■基金記録

個人番号, 連番, 基金区分, 基金種別, 取得日, 喪失日, 喪失理由

### ■免除記録

個人番号, 連番, 開始日, 該當届出日, 免除種別, 免除理由, 終了日, 消滅届出日

### ■納付状況

個人番号, 記号番号, 定額納付期間, 付加納付期間, 免除期間, 第3号期間, 第2号期間, カラ期間, 半額免除期間, 未納期間, 半額納付期間, 3/4免除期間, 3/4納付期間, 1/4免除期間, 1/4納付期間

### ■納付記録

個人番号, 年度, 納付記録4月, 納付記録5月, 納付記録6月, 納付記録7月, 納付記録8月, 納付記録9月, 納付記録10月, 納付記録11月, 納付記録12月, 納付記録1月, 納付記録2月, 納付記録3月

### ■年金資格

個人番号, 取得日, 種別, 取得事由, 喪失年月日, 喪失原因, 喪失理由

### ■異動報告

異動連番, 異動連番キ一, 個人番号, 処理日, 届出日, 届出書コード, 届出書名称, 届出書区分, 届出書区分名称, 異動事由, 異動事由名称, 基礎年金番号, 氏名かな, 氏名漢字, 性別, 生年月日, 報告用市町村コード, 市町村コード, 郵便番号, 町名, 番地, 方書, 電話番号, 電話区分, 厚生年金記号, 厚生年金番号, 船員保険番号, 該当日, 種別, 取得事由, 手帳作成, 外国人区分, 沖縄特例区分, 喪失理由, 種別変更後種別, 旧郵便番号, 旧町名, 旧番地, 旧方書, 旧氏名かな, 旧氏名漢字, 訂正後外国人, 訂正前生年月日, 訂正後性別, 再交付理由, 免除理由, 免除該當届出日, 転出先市町村コード, 転出先郵便番号, 転出先町名, 転出先番地, 転出先方書, 住所判明日, 住所変更日, 氏名変更日, 変更後氏名かな, 変更後氏名漢字, 訂正前取得日, 訂正前取得期, 訂正前種別, 訂正前開始日, 訂正前開始期, 訂正前該當届出日, 訂正前喪失日, 訂正前喪失期, 訂正前喪失原因, 訂正前免除理由, 訂正前非該當理由, 訂正前終了日, 訂正前終了期, 訂正前消滅届出日, 訂正後取得日, 訂正後取得期, 訂正後種別, 訂正後取得理由, 訂正後開始日, 訂正後開始期, 訂正後該當届出日, 訂正後喪失日, 訂正後喪失期, 訂正後喪失原因, 訂正後喪失理由, 訂正後免除理由, 訂正後非該當理由, 訂正後終了日, 訂正後終了期, 訂正後消滅届出日, 追加取得日1, 追加種別1, 追加取得理由1, 追加開始日1, 追加開始期, 追加該當届出日1, 追加喪失日1, 追加喪失原因1, 追加喪失理由1, 追加終了日, 追加終了期, 追加消滅届出日, 追加取得日2, 追加種別2, 追加取得理由2, 追加喪失日2, 追加喪失原因2, 追加喪失理由2, 取消取得日1, 取消取得期, 取消種別1, 取消喪失日1, 取消喪失期, 取消喪失原因1, 取消取得日2, 取消種別2, 取消喪失日2, 取消喪失原因2, 取消年金記号, 取消年金番号, 同時付加種別, 同時付加開始日, 同時免除開始日, 同時免除理由, 同時免除該當届出日, 削除区分, 出力区分

### ■継続申請者

基礎年金番号, 個人番号, 氏名力ナ, 氏名漢字, 生年月日, 住民となる日, 住民となくなる日, 年度, 住民税申告区分, 前年所得有無, 前年所得税有無, 障害区分, 寡婦区分, 控配扶養, 老配老扶, 特定扶養, 前年所得額, 繼越損失額, 雜損控除額, 医療費控除額, 社会保険料控除額, 小規模共済控除額, 配偶者特別控除額, 土地開墾肉用牛控除額, 障害者扶養, 特別障害者扶養, 寡婦該当, 特別寡婦該当, 勤労学生, 控除合計額, 判定所得額(全額), 判定所得額(半額), 判定所得額(3/4), 判定所得額(1/4), 限度額(全額), 限度額(半額), 限度額(3/4), 限度額(1/4), 障害寡婦所得限度額, 被保険者判定, 配偶者個人番号, 配偶者氏名力ナ, 配偶者氏名漢字, 配偶者生年月日, 配偶者住民となる日, 配偶者住民となくなる日, 配偶者住民税申告区分, 配偶者前年所得有無, 配偶者前年所得税有無, 配偶者障害区分, 配偶者寡婦区分, 配偶者控配扶養, 配偶者老配老扶, 配偶者特定扶養, 配偶者前年所得額, 配偶者繩越損失額, 配偶者雜損控除額, 配偶者医療費控除額, 配偶者社会保険料控除額, 配偶者小規模共済控除額, 配偶者配偶者特別控除額, 配偶者土地開墾肉用牛控除額, 配偶者障害者扶養, 配偶者特別障害者扶養, 配偶者寡婦該当, 配偶者特別寡婦該当, 配偶者勤労学生, 配偶者老年者, 配偶者控除合計額, 配偶者判定所得額(全額), 配偶者判定所得額(半額), 配偶者判定所得額(3/4), 配偶者判定所得額(1/4), 配偶者限度額(全額), 配偶者限度額(半額), 配偶者限度額(3/4), 配偶者限度額(1/4), 配偶者障害寡婦所得限度額, 配偶者判定, 世帯主個人番号, 世帯主氏名力ナ, 世帯主氏名漢字, 世帯主生年月日, 世帯主住民となる日, 世帯主住民となくなる日, 世帯主住民税申告区分, 世帯主前年所得税有無, 世帯主障害区分, 世帯主寡婦区分, 世帯主控配扶養, 世帯主老配老扶, 世帯主特定扶養, 世帯主前年所得額, 世帯主繩越損失額, 世帯主雜損控除額, 世帯主医療費控除額, 世帯主社会保険料控除額, 世帯主小規模共済控除額, 世帯主配偶者特別控除額, 世帯主土地開墾肉用牛控除額, 世帯主障害者扶養, 世帯主特別障害者扶養, 世帯主寡婦該当, 世帯主特別寡婦該当, 世帯主勤労学生, 世帯主老年者, 世帯主控除合計額, 世帯主判定所得額(全額), 世帯主判定所得額(半額), 世帯主判定所得額(3/4), 世帯主判定所得額(1/4), 世帯主判定所得額(1/4), 世帯主障害寡婦所得限度額, 世帯主判定, 判定, 表示区分